

# 特定化学物質の取扱い量 集計結果(令和2年度 上尾市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱い量		使用量	製造量	取り扱い量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	3	11	5,190	24	4,650	540	0
1	8	アクリル酸メチル	1	17	14,000	18	14,000	0	0
1	53	エチルベンゼン	20	2	242,390	8	28,600	0	213,790
1	71	塩化第二鉄	2	12	20,100	17	20,100	0	0
1	80	キシレン	20	2	1,684,600	3	66,600	0	1,618,000
1	88	六価クロム化合物	1	17	590	37	590	0	0
1	125	クロロベンゼン	1	17	26,000	15	26,000	0	0
1	160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	1	17	5,600	23	5,600	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	2	12	14,000	18	14,000	0	0
1	232	N,N-ジメチルホルムアミド	1	17	42,000	14	42,000	0	0
1	268	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名 チウラム又はチラム)	1	17	670	34	670	0	0
1	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	2	12	8,138,000	1	8,100,000	38,000	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	16	4	1,143,800	6	8,800	0	1,135,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	16	4	99,530	10	4,700	0	94,830
1	298	トリレンジイソシアネート(別名 m-トリレンジイソシアネート)	1	17	790,000	7	790,000	0	0
1	300	トルエン	25	1	4,021,740	2	76,740	0	3,945,000
1	304	鉛	1	17	900	32	0	0	900
1	305	鉛化合物	1	17	1,200	31	1,200	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	17	11,000	21	11,000	0	0
1	328	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名 ジラム)	1	17	1,800	29	1,800	0	0
1	384	1-プロモプロパン	1	17	1,800	29	1,800	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	14	6	1,230,000	4	0	0	1,230,000
1	400	ベンゼン	14	6	230,200	9	0	0	230,200
1	405	ほう素化合物	1	17	3,400	27	3,400	0	0
1	407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1	17	670	34	670	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	17	3,800	26	3,800	0	0
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1	17	82,000	11	82,000	0	0
1	454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	1	17	2,300	28	2,300	0	0
3	1	アルミニウム(粉状のものに限る)	1	17	650	36	0	650	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	4	8	64,020	13	64,020	0	0
3	24	テトラヒドロフラン	1	17	500	38	500	0	0
3	33	ニ-ブトキシエタノール	1	17	13,000	20	13,000	0	0

物質 区分	物質 番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
3	34	マグネシウム	1	17	24,000	16	24,000	0	0
3	35	メタノール	2	12	64,400	12	64,400	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	2	12	4,940	25	4,940	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	4	8	10,040	22	10,040	0	0
3	40	硫化水素	1	17	750	33	750	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	4	8	1,146,650	5	1,146,650	0	0
		合計	—	—	19,146,230	—	10,639,320	39,190	8,467,720

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量：事業所において製造した量

取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。